（準用）

第四十条の十六　第三条の八から第三条の十一まで、第三条の十四から第三条の十六まで、第三条の十八、第三条の二十、第三条の二十六、第三条の三十二から第三条の三十六まで、第三条の三十九、第二十四条（第三項第二号を除く。）、第二十五条及び第三十条から第三十五条までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第三条の三十二中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第三十四条第三項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第三十四条第一項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「六月」とあるのは「十二月」と、同条第三項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第三十五条第四項中「第二十二条第四項」とあるのは「第四十条の四第四項」と読み替えるものとする。

第四十一条中「法第五条の二に規定する認知症をいう。以下同じ。」を削る。

第四十六条第一項中「第八条第十九項」を「第八条第二十項」に改め、同条第二項中「第八条第二十四項」を「第八条第二十五項」に改める。

第四十八条及び第四十九条を次のように改める。

第四十八条及び第四十九条　削除

第五十条第二項中「指定認知症対応型通所介護事業者」の下に「（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者及び共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）」を加える。

第五十三条を次のように改める。

第五十三条　削除

第五十四条第四号中「第五十六条において同じ。」を削る。

第五十五条から第五十九条までを次のように改める。

第五十五条から第五十九条まで　削除

第五十九条の二を削る。

第六十条第二項第五号中「前条第二項」を「次条において準用する第三十五条第二項」に改め、同項に次の一号を加える。

六　次条において準用する第三十四条第二項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第六十一条中「、第三条の三十八」を削り、「及び第十二条」を「、第十二条、第二十三条、第二十四条、第二十八条及び第三十条から第三十五条まで」に、「読み替えるものとする。」を「、第三十四条第一項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と、第三十五条第四項中「第二十二条第四項」とあるのは「第四十四条第四項」と読み替えるものとする。」に改める。

第六十八条中「第八条第二十三項」を「第八条第二十四項」に改める。

第八十五条を次のように改める。

第八十五条　削除

第八十七条第二項第八号中「第八十五条第二項」を「次条において準用する第三十四条第二項」に改める。

第八十八条中「、第五十三条、第五十五条及び第五十八条」を「、第二十八条、第三十条、第三十三条及び第三十四条」に、「第五十三条第二項」を「第二十八条第二項」に、「第五十五条第三項中「認知症対応型通所介護従業者」」を「第三十条第三項中「地域密着型通所介護従業者」」に、「読み替えるものとする。」を「、第三十四条第一項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」と、「六月」とあるのは「二月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。」に改める。

第八十九条中「第八条第十九項」を「第八条第二十項」に改める。

第百七条第二項第七号中「第八十五条第二項」を「第三十四条第二項」に改める。

第百八条中「、第五十三条、第五十五条及び第五十八条」を「、第二十八条、第三十条、第三十三条、第三十四条第一項から第四項まで」に、「、第八十四条及び第八十五条第一項から第四項まで」を「及び第八十四条」に、「第五十三条第二項」を「第二十八条第二項」に改め、「第四節」と」の下に「、第三十四条第一項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「六月」とあるのは「二月」と」を加え、「、第八十五条第一項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と」を削る。

第百九条第一項中「第八条第二十項」を「第八条第二十一項」に改める。

第百二十八条第二項第八号中「第八十五条第二項」を「第三十四条第二項」に改める。

第百二十九条中「、第五十三条、第五十七条、第五十八条、第八十条及び第八十五条第一項から第四項まで」を「、第二十八条、第三十三条、第三十四条第一項から第四項まで及び第八十条」に、「第五十三条第二項」を「第二十八条第二項」に、「第八十五条第一項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「六月」とあるのは「二月」と」に改める。

第百三十条第一項中「第八条第二十一項」を「第八条第二十二項」に改める。

第百三十一条第十三項中「指定短期入所生活介護事業所等」の下に「、指定地域密着型通所介護事業所」を加える。

第百五十六条第二項第七号中「第八十五条第二項」を「第三十四条第二項」に改める。

第百五十七条中「、第五十三条、第五十七条、第八十五条第一項から第四項まで」を「、第二十八条、第三十三条及び第三十四条第一項から第四項まで」に、「第五十三条第二項」を「第二十八条第二項」に、「、第八十五条第一項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と」を「、第三十四条第一項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「六月」とあるのは「二月」と」に改める。

第百六十九条中「、第五十三条、第五十七条、第八十五条第一項から第四項まで」を「、第二十八条、第三十三条、第三十四条第一項から第四項まで」に、「第五十三条第二項」を「第二十八条第二項」に、「、第八十五条第一項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と」を「、第三十四条第一項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「六月」とあるのは「二月」と」に改める。

第百八十一条第二項第十号中「第八十五条第二項」を「第三十四条第二項」に改める。

第百八十二条中「、第五十三条、第五十五条及び第五十八条」を「、第二十八条、第三十条、第三十三条及び第三十四条」に、「第五十三条第二項」を「第二十八条第二項」に、「第五十五条第三項中「認知症対応型通所介護従業者」」を「第三十条第三項中「地域密着型通所介護従業者」」に、「読み替えるものとする。」を「、第三十四条第一項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「六月」とあるのは「二月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。」に改める。

第百八十九条中「第八条第十九項」を「第八条第二十項」に改める。

第百九十条第二項第七号中「第八十五条第二項」を「第三十四条第二項」に改める。